

万博特別キャンペーン
よくあるご質問

Q1 万博チケットの大半は電子チケットだが、どの画面を確認するのか？

A1 公式販売 Web サイトの「マイチケット」で表示される「EXP02025 デジタルチケット」の画面（別紙1参照）のほか、紙の記念チケットなど様々な種類・デザインがあります。

Q2 他人の万博チケットやスマホを借りて、本人以外の万博チケットを提示された場合どうするのか？

A2 万博チケットを購入した本人のみがキャンペーンの対象となります。しかし、他人の万博チケットを提示しているか、スクリーンショットの画面なのか等の確認を全員に対して行うことは困難なので、基本的に性善説にて対応してください。

Q3 キャンペーン対象になる万博チケットは使用後のチケットに限るのか？

A3 今後万博会場に行くためにチケットを購入した人の使用前チケットも対象とします。

Q4 キャンペーン利用者や配布ノベルティの数を事務局へ報告する必要があるのか？

A4 毎日の精緻な数を報告いただくことは予定しておりませんが、参画施設向けに利用実態についてアンケート調査を行う予定ですので、ご協力いただける範囲でアンケートにご回答ください。

Q5 同一人物が同一店舗にて万博チケットを複数回提示し、キャンペーンを利用しようとした場合、キャンペーン対象とするのか？

A5 同一人物が同一店舗で同一チケットを複数回提示する場合でも対象とします。

キャンペーン期間中は恒常的に利用できるものになりますので、特典は、例えば「税抜〇〇円以上の利用で〇円引き」など、利用に条件を付けることが可能です。無理のない特典をご設定ください。

ただし、同日に時間を空けずに連続してキャンペーンを利用する人がいる、毎日のようにノベルティを貰いに來る人がいるなどし、通常の営業に支障が出る場合は施設側の判断でお断りいただいても結構です。ただし、利用をしたかどうかの確認ができる仕様やシステムがあるものではないため、利用回数の把握は施設側の責任にて行ってください。

なお、特典登録後、利用制限を追加で設けたい場合は、特設ホームページの特典記載内容を修正しますので、キャンペーン事務局（以下、「事務局」という）に連絡してください。

Q6 キャンペーンの途中で、提供する特典の内容を変更することはできるのか。

A6 原則変更できませんので、キャンペーン期間中を通じて提供できる無理のない特典を設定してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は事務局へご連絡ください。

Q7 提供する特典の内容に制約はあるのか。店で自由に決めてよいのか。

A7 特典は1種類としてください。

その内容は自由に決めていただいて結構ですが、内容によっては事務局からご確認させていただく場合があります。

キャンペーン期間中を通じて無理なく提供できる特典を設定してください。

Q8 一度参画施設として登録をしたら10月13日までキャンペーンはやめられないのか。

A8 原則として期間終了まで特典提供を実施してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事務局へご連絡ください。

Q9 キャンペーンへの途中参加はできるのか。

A9 第一次〆切を4月11日としておりますが、その後も10月13日まで随時参加可能です。

Q10 繁忙期の関係ですべての期間を通して参加が難しいが、期間中の一部の期間だけ参画施設に登録は可能か。

A10 実施期間中であれば、途中からの参加は可能ですが、任意の一部の期間だけの参加はできません。

Q11 参画施設に登録できる店舗の条件はあるのか。

A11 特典提供をいただける神戸市内・姫路市内の店舗であることが条件となります。施設の業種については問いません。ただし、掲載にあたり、キャンペーンの趣旨に照らして一定の審査を行います。

【参考：過去に主催団体で実施した地域クーポン事業参画業種の一例】

業 種	例 示
飲食店（酒類提供なし）	喫茶店、洋菓子店、ファーストフード店、パン屋等
飲食店（酒類提供あり）	居酒屋、焼肉店、牛丼店、回転寿司店等
小売（お土産等）	サービスエリア売店、土産物店、弁当屋等
鉄道	鉄道駅等
海上輸送	観光船、フェリー等
その他輸送サービス	ロープウェイ、有料道路等
レンタカー	レンタカー等
観光施設（遊園地、動物園、温泉施設、観光農園等）	遊園地（テーマパーク）、温泉施設、動物園、水族館、観光農園、バーベキュー等
体験型アクティビティ	アスレティック、パラグライダー体験、陶芸体験、乗馬、釣り堀等
スポーツ	ゴルフ場、テニス等
劇場、観覧場、映画館、演劇場	劇場、映画館、伝統芸能公演等
文化施設（美術館、博物館等）	美術館、博物館等
バス・タクシー	バス、タクシー、ハイヤー等
その他	宿泊施設、キャンプ場、レンタサイクル等

Q12 外国人観光客が来店することも想定されるが、外国語対応は必須なのか。

A12 国内向けキャンペーンですので必須ではありませんが、外国人が利用することは可能です。

Q13 参画施設には、何か特典はあるか。また、何かPR用の販促グッズはあるのか。

A13 参画施設に対して主催団体からの費用補填はありませんが、参画施設情報を特設ホームページ等に掲載することにより、万博利用者を施設に誘導することが可能となります。
また、参画施設に対し、店頭でのキャンペーン周知グッズとして、ポスターやチラシ等の配付を予定しております。

Q14 各店舗に掲出するためのポスター等は用意してもらえるのか。

A14 ご用意する予定です。準備ができ次第、参画施設に送付します。

Q15 どのようにキャンペーンのPRを行うのか。

A15 現在、当該キャンペーンの事務局や広報業務を担う事業者を公募しており、その事業者からPR方法などの提案を受け、今後決定していく予定ですが、少なくとも特設ホームページやオンラインでのPRのほか、チラシ・ポスター等広報ツールを用いたPR、万博会場でのPRが想定されています。

また、主催団体が行う別の観光PRイベントなどでも周知する予定です。

Q16 各店でのPRに、ミyakumiyakuや万博のロゴマークは使用できるのか。

A16 主催者が用意する広報ツール（ロゴマーク等を使用するかは未定）以外に、施設独自でロゴマークを使った広報物を作成したい場合は、その施設自らが公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会に申請し、許可を受けたうえで使用してください。

別紙1 (Q1 関係)

公式販売 Web サイトの「マイチケット」で表示される「EXPO2025 デジタルチケット」の画面

